

※点線に沿って切り取り、3枚合わせて金融機関又は郵便局へお持ち下さい。

市 町 村 コ ー ド									
2	7	2	2	5	6				
大阪府									
高石市									

法 人 市 民 税 公
(領 収 証 書)

口 座 番 号	加 入 者
00950-0-960089	高石市会計管理者
(所在地及び法人名)	

年 度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号

事 業 年 度	申 告 区 分
から	まで
	中 予 確 修 更 決 間 定 定 正 正 定
	そ の () 他

法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均 等 割 額	02											
延 滞 金	03											
督促手数料	04											
合 計 額	05											

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
日 計	口 円	
上記のとおり納付します。 (納税者保管)		

市 町 村 コ ー ド									
2	7	2	2	5	6				
大阪府									
高石市									

法 人 市 民 税 公
(納 付 書)

口 座 番 号	加 入 者
00950-0-960089	高石市会計管理者
(所在地及び法人名)	

年 度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号

事 業 年 度	申 告 区 分
から	まで
	中 予 確 修 更 決 間 定 定 正 正 定
	そ の () 他

法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均 等 割 額	02											
延 滞 金	03											
督促手数料	04											
合 計 額	05											

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
日 計	口 円	
上記のとおり納付します。 (金融機関又は郵便局保管)		

市 町 村 コ ー ド									
2	7	2	2	5	6				
大阪府									
高石市									

法 人 市 民 税 公
(領収済通知書)

口 座 番 号	加 入 者
00950-0-960089	高石市会計管理者
(所在地及び法人名)	

年 度	※ 処 理 事 項	管 理 番 号

事 業 年 度	申 告 区 分
から	まで
	中 予 確 修 更 決 間 定 定 正 正 定
	そ の () 他

法人税割額	01	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
均 等 割 額	02											
延 滞 金	03											
督促手数料	04											
合 計 額	05											

納 期 限	年 月 日	領 収 日 付 印
指定金融機関名 (取りまとめ店)	池田泉州銀行高石支店	
取りまとめ局	大阪貯金事務センター 〒539-8794	
上記のとおり通知します。 (高石市保管)		

◎納付場所

○高石市役所内の金融機関窓口

○ゆうちょ銀行・郵便局
(大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、
和歌山の各府県内に限る。)

○下記の各金融機関の本支店

池田泉州銀行
大阪信用金庫
紀陽銀行
京都銀行
近畿産業信用組合
いずみの農業協同組合
成協信用組合
近畿労働金庫

○延滞金について

納期限までに税金を納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ所定の割合で計算した延滞金が徴収されます。

○滞納処分について

納期限までに税(料)金を完納しないため、督促を受けかつその督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までにこの税(料)金に係る徴収金を完納しない場合においては滞納処分を受けることになります。

○督促状について

督促状を発行した場合は、督促手数料が徴収されます。